

日本音楽知覚認知学会倫理規定

前文：

本規定は、日本音楽知覚認知学会（以下、本学会）の会員が研究を行うにあたって、基準とすべき倫理を定めたものである。本学会員は、研究の実施にあたって、以下の条件を遵守しなければならない。なお、この規定は本学会による規定であり、各研究機関・施設における個々の研究を束縛するものではないが、本学会での学術発表および機関紙に投稿される研究は、本規定に則ったものであることが要求される。

綱領：

（被験者の権利の尊重）

- 1.研究者は、研究の計画・実施に際し、被験者（研究参加者）の権利を常に尊重する責務を負う。
- 2.被験者（研究参加者）の権利には、下記の事項が含まれる。
 - 1) 被験者（研究参加者）のプライバシー、精神的・身体的完全無欠性を守る権利は常に十分に尊重される。
 - 2) 被験者（研究参加者）は精神的・身体的完全性が研究により侵害されると判断した場合には、いかなる時点でも、自らの意思で研究参加を取り止めることができる。たとえ、研究途中の参加取り止めであっても、不利益を被ることはない。
 - 3) 研究実施に関する全責任は研究者にあり、被験者（研究参加者）が責任を問われることはない。

（研究の計画）

研究者は、研究の計画に際し、被験者（研究参加者）の権利を守るために専門家に倫理的助言を求めたり、被験者の不利益を取り除く予防処置を講じたりするなど、倫理的な配慮を最大限に行う責務を負う。

（インフォームド・コンセント）

- 1.研究者は、実験実施に際し、事前に被験者（研究参加者）にインフォームド・コンセント（十分な説明に基づく同意）を実施する責任を負う。
- 2.インフォームド・コンセントの実施に際しては、事前に被験者（研究参加者）に、

研究に関する十分な説明を行い、文書にて研究参加の同意を得る必要がある。なお、文書による同意が不可能な被験者（児童、障害者等）の場合は、代理者（家族等）による同意を得るなどの処置を講じる。

3.被験者（研究参加者）に事前に行う説明には、以下の事項が含まれている必要がある。

- 1) 研究に関する十分な説明（実験の概要、実験・検査の目的、内容・方法、使用される機器等）
- 2) 被験者（研究参加者）の権利は十分に尊重されることの説明（プライバシーの十分な保護、参加同意の撤回の自由等）
- 3) 研究参加による不利益（危険性、不快感等）および、その予防処理の説明
- 4) これらの説明が、国際的な研究倫理基準であるヘルシンキ宣言（注参照）の精神に基づいて行なわれていること。

4.なお、事前に研究に関する説明（実験の概要、実験・検査の目的、内容・方法、使用される機器等）をすることで不都合が生じる研究（欺瞞を用いる研究等）を実施する際は、下記の事項を遵守する必要がある。

- 1) 研究において欺瞞を用いるのは、予想される結果が学問的、教育的、応用的価値があると考えられる研究で、なおかつ代替的手続きの実施が困難な場合に限られる。
- 2) 研究において欺瞞を用いる際、被験者（研究参加者）に対して、できるだけ早い時期に説明を行う必要がある。

5.研究者は、被験者（研究参加者）の記録（録音・録画等）および、その公開（学会発表等）については、事前に説明を行い、同意を得る必要がある。また、研究者は、得られた記録データを適切に保管する責務を負う。

6.研究者は、研究実施前に被験者とかわした合意に含まれるすべての約束および保証を尊重する責務を負う。

（研究の実施）

- 1.研究者は、常に被験者（研究参加者）の尊厳と福祉に対して十分な配慮をしつつ、研究を実施する責務を負う。
- 2.研究者は、研究実施協力者（共同研究者、助手、学生等）の行動にも、倫理的責任を負う。
- 3.研究者は、学問的な利益を、被験者の幸福に対する配慮に優先させてはならない。研究の続行が被験者によって有害になると判断した場合には、いつでも研究を中止

しなければならない。

(研究成果の公表)

- 1.研究成果の公表（学会・学術誌発表等）の際は，被験者の同意（インフォームド・コンセント）を得ていなければならない。
- 2.研究により得られたデータは，研究目的以外では使用してはならない。
- 3.研究の過程で得られたデータは，事前の合意がない限り機密であり，研究者は，データを適切に管理する責務を負う。
- 4.研究者は，すでに公表された研究データをオリジナルのものとして発表してはならない。ただし，その旨を付記した上で，再発表する際は，この限りではない。
- 5.研究者は，研究の出版，発表にあたって，データを偽造・改ざんしてはならない。
- 6.研究者は，他者の業績やデータを，自らのものとして発表してはならない。他者の業績やデータを引用する際は，必ず出典を明らかにする義務を有する。
- 7.発表したデータに大きな誤りを発見した際には，こうした誤りを訂正，撤回等，適切な方法を用いて訂正を行う義務を有する。

(動物を用いた研究)

- 1.動物を用いた研究を実施する際には，動物の入手，世話，使用および処分は，現行の法律・規制，所属施設の基準に基づき行う。
- 2.研究者は，実験に用いる動物の苦痛，感染，病気等が最小限度になるよう努力する必要がある。

(その他)

- 1.本規定に細則を設けることができる。細則は理事会において発議し，総会の承認を得て施行する。
- 2.本規定は，理事会の発議により，総会の承認を得て改正することができる。

付則

本規定は，平成 17 年度日本音楽知覚認知学会総会での承認を経て，平成 17 年 10 月 15 日により施行する。

注

ヘルシンキ宣言(抜粋：日本医師会訳)

(1964年フィンランド、ヘルシンキの第18回世界医師会総会で採択。2000年イギリス、エジンバラ総会で改訂)

・被験者の完全無欠性を守る権利は常に尊重されることを要する。被験者のプライバシー、患者情報の機密性に対する注意および被験者の身体的、精神的完全無欠性及びその人格に関する研究の影響を最小限に留めるために、あらゆる予防手段が講じられなければならない。

・ヒトを対象とする研究はすべて、それぞれの被験予定者に対して、目的、方法、資金源、起こり得る利害の衝突、研究者の関連組織との関わり、研究に参加することにより期待される利益及び起こり得る危険並びに必然的に伴う不快な状態について十分な説明がなされなければならない。対象者はいつでも不利益なしに、この研究への参加を取りやめ、または参加の同意を撤回する権利を有することを知らされなければならない。対象者がこの情報を理解したことを確認した上で、医師は対象者の自由意志によるインフォームド・コンセントを、望ましくは文書で得なければならない。文書による同意を得ることができない場合には、その同意は正式な文書に記録され、証人によって証明されることを要する。

・医師は、研究プロジェクトに関してインフォームド・コンセントを得る場合には、被験者が医師に依存した関係にあるか否か、または強制の下に同意するおそれがあるか否かについて、特に注意を払わなければならない。もしそのようなことがある場合には、インフォームド・コンセントは、よく内容を知り、その研究に従事しておらず、かつそうした関係からまったく独立した医師によって取得されなければならない。

・法的行為能力のない者、身体的もしくは精神的に同意ができない者、または法的行為能力のない未成年者を研究対象とするときには、研究者は適用法の下で法的な資格のある代理人からインフォームド・コンセントを取得することを要する。これらのグループは、研究がグループ全体の健康を増進させるのに必要であり、かつこの研究が法的能力者では代替して行うことが不可能である場合に限って、研究対象に含めることができる。

・未成年者のように法的行為能力がないとみられる被験者が、研究参加についての決定に賛意を表することができる場合には、研究者は、法的な資格のある代理人からの同意のほかさらに未成年者の賛意を得ることを要する。